

全国経営協 災害支援活動積立資金に関する取扱要領

全国社会福祉法人経営者協議会

(目的)

第1条 本積立資金は、全国経営協 災害支援基本方針に基づく社会福祉法人による被災地支援活動への支援および別に定める災害見舞金制度による相互扶助を行うことを目的に、「災害支援活動積立資金」(以下、本積立資金)を積み立てる。

(対象災害)

第2条 本積立資金による支援は、原則として以下の各号すべてに該当する災害が発生した場合に実施する。

- 一 災害救助法が適用された大地震、台風・豪雨災害等であること。
- 二 被害が甚大であり、ブロック単位もしくは全国的規模での被災地支援活動が必要であること。
- 三 支援活動の期間が1か月以上の長期間にわたることが見込まれること。

2 前項の要件を満たさない場合であっても、被災状況によっては、前項の規定に準じて対象災害とすることができる。

3 ただし、災害見舞金制度においては、同条第1項第一号のみをもって対象とする。

(本積立資金による支援対象先)

第3条 本積立資金による災害支援活動の対象先は、以下のとおりとする。

- 一 都道府県経営協。
- 二 ブロック協議会。
- 三 その他、ブロック協議会・都道府県経営協から助成対象として内申があったもののうち、常任協議員会で承認を得たもの。

2 災害見舞金制度においては、自然災害等により被害を受けた会員法人のうち、別に定める「災害見舞金制度実施要綱」に該当するものとする。

(本積立資金の活用)

第4条 災害発生時における本積立資金による支援の有無は、災害および被害の規模等を勘案し、第3条に定める各組織からの「調書」に基づき、常任協議員会がその都度決定する。

2 本積立資金による被災地支援は、原則として以下のとおりとする。

- 一 被災地へ派遣する職員等の旅費。

- 二 被災地での支援活動において必要な物品等購入費。
 - 三 その他、支援活動上、とくに必要な経費。
- 3 災害見舞金制度においては、別に定める「災害見舞金制度実施要綱」により決定する。

(本積立資金による被災地支援の基準額)

第5条 第2条第1項および第2項において規定する対象災害に対し、第4条第1項および第2項の規定により行う支援の金額は、次の基準表により、常任協議員会にて決定する。

[支援額基準表]

1	都道府県経営協			
	①	被災地の都道府県経営協		1,000万円以内
	②	①を支援する都道府県経営協		500万円以内
2	ブロック協議会		500万円以内	

- 2 特に必要があると本会会長が判断した場合は、同表に定める金額の総額を超えない範囲で、第4条第1項に定める「調書」によらず、概算にて一定額を支払うことができるものとする。

(積立資金の運用)

第6条 本積立資金に属する資産の管理運用は、安全確実であり、かつ随時の使用が可能な方法による。

(積立資金の確保)

第7条 本積立資金の目標額は1億1千万円とする。

- 2 必要に応じて、全国経営協の一般事業からの繰り入れを実施するものとする。

(区分経理、事務取扱)

第8条 本積立資金については、全国経営協の他の事業とは区分経理を行う。

- 2 本積立資金の管理、運用に関する事務は、総務委員会のもと、事務局において行う。

(報告)

第9条 本積立資金を活用した場合は、総務委員長は第3条第1項に定める各組織に報告を行うものとする。

(付 則)

第 10 条 本取扱要領は平成 30 年 4 月以降に発生した第 2 条に該当する災害を対象とする。

2 本取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて常任協議員会において決定する。

本取扱要領は、平成 30 年 9 月 19 日より施行する。